

平成26年3月1日

公益財団法人中国残留孤児援護基金

平成26年度団体助成金の申請について（お知らせ）

当援護基金では、これまで、中国帰国者に対する支援活動として下記事業を良好に行っている団体に対して、支援活動に係る事業費の一部を助成してきました。

下記の事業のうち、国又は地方公共団体等から補助（委託）を受けることができない事業（*参照）については、従来どおり援護基金の助成事業の対象とする予定としておりますので、助成金を希望する場合は、別添の「平成26年度団体助成金申請要領」に基づき、4月末日迄に当援護基金まで文書にて申請して下さい。

なお、この支援活動を広く国民に知って頂けるよう、助成を受けた団体は、助成事業の内容・成果について、当援護基金の機関紙に報告記事を掲載して頂くとともに、事業実施に際し、当援護基金が当該事業の一部を助成している旨を各事業参加者に周知して頂けるようお願い申し上げます。

（*参照）

厚生労働省は、平成20年4月1日から中国残留邦人等の方々に対する新たな支援策（別添厚生労働省作成資料のとおり）を実施（国が費用を負担し中国残留邦人等が居住する市区町村（又は都道府県）が実施する）しています。

国が行う支援事業の内容は当援護基金が従来団体助成してきた事業内容と相当部分で重複しており、これまで当援護基金が団体助成金の対象としてきた事業は、国が行う支援事業として実施できるものと考えられます。

また、当援護基金の財政事情は昨今の金融・経済危機の中でひっばくしていることや年々当援護基金の助成金を受けたいとの団体が増加していることから、従来、助成していた団体についても今までどおりの助成額を交付することができません。

よって、援護基金としては、助成金を真に必要とする団体に対してのみ助成金の交付を行い、申請された額に対して厳密な査定をいたします。

ついで、援護基金の助成事業の対象となる下記事業のうち、国又は地方公共団体等から補助又は委託により事業経費の補助（委託）を受けることが可能な事業（経費）については、率先してそれらの事業を活用して頂くをお願いします。

記

1. 帰国者等に対する日本語教育に関する事業
2. 帰国者等に対する生活・就職相談等に関する事業
3. 帰国者等の自立の促進及び福祉の向上を図ることを目的とする事業のうち中国帰国者等の交流事業

（援護基金からの助成を希望される場合の留意事項）

上記事業を実施する団体において、援護基金の助成を希望される場合は、文書にて申請要領で定める資料全てと以下の書類を併せて援護基金あて提出すること。

- ① 助成を受けたい理由書（様式は任意ですが、必ず団体名、連絡先（住所、電話番号、担当者名等）及びを記載して下さい。）
- ② 市区町村又は都道府県から事業が認められなかったことが明らかとなる資料
- ③ 市区町村又は都道府県に対して申請を行った際の資料

（注意）期日までに必要とする資料（不正確な場合も含む）が揃わない場合は申請をお断りしますのでご留意下さい。

重要なお知らせ

～ 平成２６年度以降の団体助成金について ～

当援護基金は、平成２６年度より基金全体として「帰国者の高齢化への対応（老後支援）の重点・拡充化」を進めて参ります。そのため団体助成については平成２８年度までに段階的に事業規模（支援額）と内容を見直し、平成２８年度から新たな形で支援を行っていくこととしております。

具体的には、支援の規模は縮小いたしますが、高齢帰国者への対応に富んでいる内容の事業や、国又は地方公共団体等から補助（委託）の対象とはならない事業の内、高齢帰国者やその家族にとって真に必要と判断される事業を厳選したもの、と考えております。